
計画体系の見直しに係る検討状況について

- 国の第6次環境基本計画（2024年5月策定）では、3つの環境危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）に対処するため、ネット・ゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブ等の環境施策の総合的アプローチによるシナジー創出が必要としている。
- 一方、本市では、市環境基本条例第9条において、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために環境基本計画を策定することとしているが、現状においては、市環境基本計画、市一般廃棄物処理基本計画、市生物多様性地域戦略が互いに整合を図ってはいないものの、各計画の中で進捗管理等されている状況である。
- 今回の環境基本計画改定において、環境基本計画の個別計画としてその他市環境関連計画を位置付けることで、各計画のより一層の相互連携が図られ、市環境施策を総合的に推進していくことができる。
- 環境基本計画における4つの基本目標に向けて、それぞれに対応する形で個別計画により推進していく。

現 状

苫小牧市環境基本計画

基本目標・アクションプラン

苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画

苫小牧市気候変動適応計画

苫小牧市一般廃棄物処理基本計画

苫小牧市生物多様性地域戦略

苫小牧市環境白書

変 更 後

苫小牧市環境基本計画 環境施策の長期目標・基本的事項

苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画
(基本目標1 & 2に対応)

苫小牧市一般廃棄物処理基本計画
(基本目標3に対応)

苫小牧市生物多様性地域戦略
(基本目標4に対応)

個別計画

施策の進捗報告

苫小牧市環境白書

環境基本計画 4つの目標

基本目標 1

広げよう！
ゼロカーボンとみんなの暮らし

基本目標 2

実現しよう！
ゼロカーボン産業都市

基本目標 3

目指そう！
資源が循環する053のまち

基本目標 4

守ろう！
豊かな自然とみんなの未来

環境基本計画の個別計画として位置付けることで
市環境施策を総合的に推進！！

- 各計画の根拠法令及び所管審議会は下表のとおり。
- 市環境関連計画の体系整理に伴い、これまで3つあった市環境関連審議会を一つに統合する。
- 統合後の環境審議会では、これまで各審議会でも年次報告していた事項などを含めて環境施策を総合的に所掌する。
- 条例改正や各種計画改定などの諮問をする場合には、より専門的な調査審議をするために部会を設置する。（審議会の付託）

<各計画の根拠法令及び所管審議会>

	市環境基本計画	市地球温暖化対策地域推進計画	市一般廃棄物処理基本計画	市生物多様性地域戦略
根拠法令	市環境基本条例第9条	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	生物多様性基本法第13条
所管審議会 (設置根拠)	市環境審議会 (市環境基本条例第25条)	市環境審議会 (市環境基本条例第25条)	市廃棄物減量等推進審議会 (市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第27条)	市自然環境保全審議会 (市自然環境保全条例第20条第)

現 状

市環境審議会

- ・市環境基本計画
- ・市地球温暖化対策地域推進計画
- ・市気候変動適応計画
- ・環境白書

市廃棄物減量等推進審議会

- ・市一般廃棄物処理基本計画

市自然環境保全審議会

- ・市生物多様性地域戦略

審議会の統合

変 更 後

市環境審議会

- ・市環境基本計画
- ・環境白書（各種報告）

市環境審議会地球温暖化対策部会

- ・市地球温暖化対策地域推進計画

市環境審議会廃棄物減量等推進部会

- ・市一般廃棄物処理基本計画

市環境審議会自然環境保全部会

- ・市生物多様性地域戦略

専門的な調査審議